

千葉県国保ヘルスアップ支援事業について

平成30年度から国の特別調整交付金（保健事業分）として、「都道府県国保保健事業（都道府県国保ヘルスアップ支援事業）」が新設され、令和2年度からは保険者努力支援交付金として再編されている。

交付対象事業としては、以下の6事業である。（詳細は参考資料を参照）

- (A) 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備
- (B) 市町村の現状把握・分析
- (C) 都道府県が実施する保健事業
- (D) 人材の確保・育成事業
- (E) データ活用を目的として実施する事業
- (F) モデル事業

【現状の課題】

各市町村においては、それぞれ医療費データ等の分析を行い、データヘルス計画を作成し、住民の健康増進と医療費の適正化に向けた取組を行っているが、保健事業については、市町村ごとの健康課題等の特徴とは別に同様の事業を実施しているなど個々の課題に則した取組は少ない。

市町村がデータヘルス計画の充実を図り、住民の健康増進と医療費の適正化に向けた取組を効果的・効率的に行うためには、保険者自らが地域の課題を把握する必要である。

これらのことから、保健事業に取り組む県内市町村を支援するため、令和2年度の千葉県ヘルスアップ支援事業として、以下の事業を実施します。

○ 県内市町村の特定健診・レセプトデータ等の分析

（都道府県ヘルスアップ支援事業（B）該当）

県内共通の指標、同一手法を用いて分析することにより、市町村状況の比較（見える化）を行い、特徴を明らかにする。

また、市町村保健事業を対象者の現状に則して効果的に実施するため、優先すべき健康課題等について現状を把握する手法を検討したうえで、課題に応じた保健事業について企画立案し、提示する。

なお、これらの分析結果については報告会を開催し、市町村担当者へ情報提供をする。